



2025年9月4日

各位

会社名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

当社に関する報道について

本日発刊の朝日新聞朝刊の経済・総合面において、当社に関しての記事(以下「本件記事」といいます。)が掲載されておりますが、本件記事の一部について、当社が2025年7月14日付開示資料「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表している第三者委員会の調査報告書(以下「調査報告書」といいます。)の内容等を正確に記載するものではなく、本件記事の読者が当社に関して誤った評価を行う可能性があるため、当社の意見を公表させていただきます。

記

1. 当社の調査報告書受領後の対応について

当社は、2025年7月31日開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」において、株主優待制度廃止等の一連の問題のあった意思決定に関連する事案について、再発防止等の対応を公表しており、また、当社が調査報告書受領後の2025年7月28日に実施した第三者委員会との面談において当時検討中であった再発防止等の対応を報告したところ、第三者委員会より「調査報告書を踏まえ、誠実に対応しようとしている」とのご評価を頂いております。

このように当社は株主様やステークホルダーの皆様に対しての信頼関係に注力している状況です。

そのような状況下で、本件記事の内容は概ね調査報告書の37ページや74ページや75ページなどにも記載の通り、事実ではありますが、しかし断片的な情報のみの記載となっており、当社の社会的信用を損なう恐れのある本件記事に対して、第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえた公平な評価を本件記事の読者をお願いしたく、以下の通り当社意見として公表いたします。

2. 本件記事に関する当社意見

(1) 株主優待制度について

本件記事の終盤の「レボ社は優待対象の拡大時も「株主が増えても(必要資金を)まかなえると試算できている」とし、新藤は今年1月23日の投資家説明会でこう強調した。

「(優待を)継続する方針なので、その点をご安心ください。優待を出せる営業利益や企

業の稼ぎがある」だが、2月11日には東京・紀尾井町にあるレボ社のオフィスに怒声が響いた。「お前、今日で代表取締役は解任や。何の権利もないで。残務整理を粛々とやるのみや」取締役でも従業員でもないのに「会長」と呼ばれ、その名刺も持ち歩いていた美山である。新藤は辞任を受け入れつつ、優待はWe社株の一部を売却して資金を捻出し、約束どおりに実施することを提案した。だが、美山は受け付けなかった。「どこから借りてきて払うんやったらええで。お前がそないして株を勝手に売る権利、何もあれへん」同席した最高財務責任者（CFO）の齋藤洋佑も同調した。「（新藤が）優待をまだ払おうとしているのがすごいがっかり」の記載は、当社の前代表取締役の新藤弘章氏（以下「新藤氏」といいます。）が株主優待を実施しようと尽力していたにもかかわらず、現時点で当社の役職員でない当社の筆頭株主である合同会社F01の代表社員である美山俊氏（以下「美山氏」といいます。）が実質的に株主優待の廃止を決定していたかのような記載となっておりますが、以下の点を当社の意見といたします。

- ① 調査報告書の45頁目及び46頁目に記載の通り、当社の株主優待制度は、実施すれば会社法違反となるおそれがあるものであり、当社では、それも踏まえ2025年7月31日開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」にて公表の通り、株主優待制度の廃止に関して2025年3月11日に取締役会決議を行っていなかったことから改めて株主優待制度の廃止を当社取締役会で決議しております。

そのため、当社では、会社法違反となるおそれがあるにもかかわらず新藤氏が株主優待を実施しようとしたことを正当化することは不適切であり、会社法違反となるおそれがあることに言及せずに、新藤氏が株主優待を実施しようとしたことを正当化するように読めてしまう本件記事は本件記事の読者に誤解を生じさせてしまうおそれがあると考えます。

- ② 新藤氏は、当社の代表取締役の立場でありながら、日常的に調査報告書において「拙速」と第三者委員会から評価されるような意思決定を行うとともに、調査報告書の36頁目に記載の通り2025年2月10日には当社への出社を拒否しそのうえで当社を提訴するような主張を行っておりました。新藤氏は、これらのような言動で、本件記事にある2025年2月11日の時点ですでに美山氏や当社役員からの信頼を失っていた状況でありました。

- ③ 2025年2月11日に新藤氏から美山氏に対して、当社連結子会社のWeCapital株式会社の株式の4%ほどを売却し、株主優待の不足財源10億円を確保したい旨の提案がありましたが、②の状況に加え、調査報告書の37頁目に記載の通り、当時既にWeCapital株式会社グループが組成しているクラウドファンディング案件について予定通りの期日での償還が難しい案件が複数ある可能性が高い等のWeCapital株式会社グループの事業運営に大きな問題点があることを美山氏及び当社の執行役員CFO（当時）の齋藤洋佑が把握している状態であったため、新藤氏の提案は実現可能性がないものであり、また具体性もないものとして当時から受け入れできるものではありませんでした。

なお、2025年8月25日付開示資料「営業外収益、営業外費用、特別損失の計上並びに2025年10月期中間期業績予想と実績の差異及び2025年10月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」で公表した連結業績予想の下方修正の主要因はWeCapital株式会社グループにおけるクラウドファンディング事業の業績不振によるものであり、新藤氏の提案はそもそも実現ができないものであると現時点で当社は評価しておりますし、①の通り株主優待の実施については違法性があるおそれがあるものがあります。

(2) 新藤氏の辞任について

本件記事の表題である「「お前は解任や」高額株主優待は幻に」や2025年2月11日の美山氏の発言について、美山氏が新藤氏を解任したかのような記載となっておりますが、以下内容を当社意見といたします。

- ① 本件記事における美山氏の発言については、2025年2月11日の新藤氏、美山氏等の話し合いの一部分の切り取りです。また、本件記事は美山氏が新藤氏を解任したかのような記載となっておりますが、調査報告書の27頁目に記載の通り、もとより新藤氏は、2024年12月18日に当社の監査等委員に対してSNSで「辞めるわ、こんなどこ。笑」と辞任を仄めかしております。
- ② 新藤氏は当社の代表取締役の在任中であるにもかかわらず、2025年1月15日に自身が代表取締役である別会社（Asset Link株式会社：法人番号 0100-01-251521）を設立していることが発覚しています。本別会社は当社と同じ住所で設立しており（現在は移転）、事業目的も当社及びWeCapital株式会社グループと類似しているものであるため、当社に秘匿し、別会社の事業運営を行っていた可能性もあります。本別会社は当社に無断で当社と同じ住所で設立しており（現在は移転）、事業目的も当社及びWeCapital株式会社グループと類似しているものであるため、当社に秘匿し、別会社の事業運営を行っていた可能性もあります。今後、新藤氏の競業取引の有無などを調査してまいります。
- ③ 新藤氏は美山氏及び当社役員からの信頼もなく、自身が割当予定先となっていた当社の第9回新株予約権の強制行使条件の抵触による個人の経済的損失を回避したい目的もあり、新藤氏は自身の意思で2025年3月11日に代表取締役社長を辞任しております。なお、当社は、2025年7月31日開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」のとおり、新藤氏の経営責任を果たすこと及び責任の所在を明確化することによる再発防止策の一環として、新藤氏に対し本新株予約権の行使を要請しております。

3. 最後に

改めて、当社の株主様、お客様をはじめ、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、2025年7月31日開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」にてお伝えしましたとおり、当社は、問題のある事案が発生してしまったことそれ自体については厳粛に受け止めており、可及的速やかに信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上